

議案第 5 1 号

令和 3 年度松山市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 3 年度松山市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 9 1, 6 0 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 7, 5 7 8, 5 3 6 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 3 年 6 月 1 1 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		17,700,000 千円	126,000 千円	17,826,000 千円
	1 地方交付税	17,700,000	126,000	17,826,000
16 国庫支出金		55,297,205	204,081	55,501,286
	1 国庫負担金	40,165,353	161,093	40,326,446
	2 国庫補助金	15,026,867	42,305	15,069,172
	3 委託金	104,985	683	105,668
17 県支出金		17,316,820	79,964	17,396,784
	2 県補助金	4,989,806	76,554	5,066,360
	3 委託金	1,035,675	3,410	1,039,085
20 繰入金		13,722,323	480,000	14,202,323
	1 基金繰入金	13,688,941	480,000	14,168,941
22 諸収入		6,585,757	30,759	6,616,516
	4 雑入	2,021,469	30,759	2,052,228
23 市債		14,260,600	170,800	14,431,400
	1 市債	14,260,600	170,800	14,431,400
歳入合計		206,486,932	1,091,604	207,578,536

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		14,601,159 千円	4,000 千円	14,605,159 千円
	1 総務管理費	11,304,835	4,000	11,308,835
3 民生費		99,743,964	34,813	99,778,777
	1 社会福祉費	41,641,254	34,813	41,676,067
4 衛生費		19,816,682	322,188	20,138,870
	1 保健衛生費	3,072,002	322,188	3,394,190
6 農林水産業費		2,643,039	39,831	2,682,870
	1 農業費	1,367,036	39,831	1,406,867
7 商工費		17,725,863	295,000	18,020,863
	1 商工費	16,297,418	295,000	16,592,418
8 土木費		14,911,640	351,137	15,262,777
	4 港湾費	254,794	185,137	439,931
	5 都市計画費	9,012,847	120,000	9,132,847
	6 住宅費	1,016,054	46,000	1,062,054
10 教育費		13,818,556	44,635	13,863,191
	1 教育総務費	2,131,633	28,801	2,160,434
	3 中学校費	1,236,706	1,122	1,237,828
	5 社会教育費	2,692,210	13,366	2,705,576

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 保健体育費	5,206,202 千円	1,346 千円	5,207,548 千円
歳	出	206,486,932	1,091,604	207,578,536
	合 計			

第2表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾等建設事業	千円 170,000	1 借入先 財務省, 地方公共団体 金融機構その他  2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。  3 借入時期 令和3年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。	年5% 以内  (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後に おいては, 当該見直し 後の利率。)	1 償還期限 30年以内(内据置5年以内)  2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。た だし必要に応じ繰上償還, 償還期限の 短縮又は低利債に借換えする ことができる。  3 財務省, 地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは, その融通条件 によることができる。

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 790,000	1 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他  2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。  3 借入時期 令和3年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。	年5% 以内  (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後 においては, 当該見直し 後の利率。)	1 償還期限 30年以内(内据置 5年以内)  2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還, 償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。  3 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることできる。	千円 800,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ